

論文の和文概要

氏名 _____ 清宮 孝文 _____

(博士論文の題目)

スポーツボランティア活動における大学生ボランティアの
マネジメントに関する研究

(博士論文の要旨)

序章において、スポーツボランティア活動への参加については、他律的な参加が常態化している可能性があること、また大学入学以降のボランティア活動が課題とされていることを示した。さらに、先行研究の検討では、スポーツボランティアに関する研究では参加者を対象とした研究が中心とされていること、また、その参加者においても強制的や義務的な理由から参加した者の存在が先行研究から報告されていることを指摘した。そこで、継続的なボランティア活動を行う上で課題となっている大学生がスポーツボランティアに対して抱くイメージを明らかにすること、その上で参加に結びつくスポーツボランティアに対するイメージを実証することが求められる。

以上の背景から、本研究の目的を大学生のスポーツボランティアに対するイメージの構造を把握し、スポーツボランティア活動におけるマネジメント方法を提案することに設定した。

第1章では、体育系大学生のスポーツボランティア活動に対するイメージ構造は「ボランティア精神」、「ポジティブな活動」、「他律参加」、「スポーツ技能の活用」、「報酬」、「所属先参加」の6因子であることが明らかになった。また、「利己的」なイメージや「利他的」なイメージはスポーツボランティア活動への参加意欲を向上させ、一方で「他律的」なイメージは参加意欲を低下させることが明らかになった。したがって、「他律的」とスポーツボランティア活動への参加には負の関連性があることを本研究から見出すことができた。

第2章では、全国の大学生のスポーツボランティア活動に対するイメージ構造は「社会貢献」、「自己への恩恵」、「スポーツ技能の活用」、「スポーツ選手」、「所属先参加」、「仕事技能の習得」の6因子であることが明らかになった。また、体育系大学生と同様に、仕事技能を習得できるイメージや自分に恩恵があるイメージなどの利己的なイメージおよび利他的なイメージはスポーツボラン

様式3号

ティア活動の参加意欲を向上させることが示された。しかし、スポーツ技能を活用できるというイメージはスポーツボランティア活動への参加意欲を低下させることが明らかになった。

第3章では、スポーツボランティアに対するイメージからスポーツボランティア活動への参加意欲において、属性比較を行った。その結果、「イメージ」から「参加意欲」に対して差異があったのはスポーツボランティア活動の経験者と未経験者であった。

第4章では、「支える」視点が形成されている可能性や今後もスポーツボランティア活動に対して意欲的であるという結果が表出したスポーツボランティア活動の経験者に着目している。まず体育系大学生のイメージ構造では、社会的に有利なイメージやスポーツ選手に会えるなどが抽出され、全体の結果と比較して、より利己的なイメージ構造になっていることが示された。次に全国の大学生のイメージ構造では、全体の結果では抽出されなかった他律的なイメージが構造化され、因子の平均値も中央値を超える結果となった。したがって、スポーツボランティア活動では他律的な参加が常態化している可能性が示された。

以上の実証的な研究をまとめると、1つ目に体育系大学生の方が他の学生よりもスポーツボランティア活動に自発性かつ公益性を持って臨める可能性が高いこと、2つ目に大学生のスポーツボランティア活動への利他的や利己的なイメージはスポーツボランティア活動の参加への意欲を向上させること、3つ目に他律的なイメージに関してはスポーツボランティア活動への参加意欲を低下させ、今後のスポーツボランティア活動への参加に影響を及ぼす可能性があることに集約される。これらの結果から大学生におけるスポーツボランティア活動へのマネジメント方法について以下に提案する。

第1に、スポーツボランティア活動の運営側が大学生に対して募集を行う際には体育系大学生を中心に募集を行い、体育系大学生の学生を対象にする際にはスポーツ技能を活用したい者を対象とする。第2に、スポーツボランティア活動の運営側や大学などの組織は募集の際、活動内容を詳細に提示すること、スポーツ技能を活用できる場を積極的に作ることが求められる。第3に、スポーツボランティア活動の運営側や大学などの組織は、女性に対する積極的な募集を行うことが求められる。第4に、大学や各種団体などを含む組織では、大学生に対して更なるボランティア教育が重要であり、反対に、運営側にはアルバイトと同等に給与を出す活動をスポーツボランティア活動と掲げることを控える必要がある。第5に、運営側から大学などの組織に対して人数を指定してスポーツボランティアを募集すること、そして、大学などの組織がクラブやサークルなどの関連集団に対してスポーツボランティアを義務的とも捉えられる方法で募集することを控える必要がある。